

工 事 連 絡 表 記 入 例

※作業の場合は、工事を作業に読み替えること。

【メール送信時の留意事項】

- ① 日付ごとに1回の工事で1行記載すること。
- ② 1回の工事であっても、規制場所の方向（上下線、内外回り等）が異なる場合は2行記載すること。
- ③ メール送信の締切り日時（作業日前日の13時）を厳守すること。
- ④ 道路使用許可を工事当日に受領する場合は、電話にて道路規制の連絡をすること。
- ⑤ 工事連絡表は、計算式による表示やファイル形式の変更はしないこと。
- ⑥ システムにて情報を読み取る際にセル内での改行があると2行目以降の情報取得ができなくなるため、セル内での改行はしないこと。
- ⑦ 工事連絡表に不明な点がある場合は、問合せを行います。

	↓リスト		↓リスト		↓リスト		↓リスト		↓リスト											
	警察署	許可番号 (数字のみを記載)	内容 (工事or作業を選択)	規制種別 (リストから選択)	路線名 (①通称道路名) (②路線番号) (③不明の場合は方角を記載)	道路方向 (不明の場合は方角を記載)	道路方角 (路線名や道路方向が不明の場合に記載)	開始日 (半角入力もOK) (0:00以降は日付注意)			時間 (24時間表記)	始点住所 (〇〇先、〇〇地先は記載不要) (ハイフンを用いた簡略表記、地名を除き漢数字不可) (工事区間が同一の場合に限り、2行目にコピー可)	終点住所 (〇〇先、〇〇地先は記載不要) (始点住所と同じである場合は省略可) (工事区間が同一の場合に限り、2行目にコピー可)	会社名 (株式会社等は不要)	当日の現場責任者氏名	連絡先 (漢字以外の数字、ハイフン、括弧は半角)		備考 (その他必要となる情報を記載)		
								年	月	日						会社(担当部署)	当日の現場責任者			
記載例	※異なる時間帯に異なる区間を道路規制する場合(除草作業、設備点検など)。																			
	麹町	1234	作業	車線規制	国道1号		北東行き	2024	11	1	9:00 ～ 12:00	千代田区霞が関2-1-1	千代田区霞が関2-2-1	〇〇造園	桜田太郎	03-0000-0000(内線1234)	080-0000-0000	補助者桜田一郎 080-0000-0000		
	麹町	1234	作業	車線規制	国道1号		南西行き	2024	11	1	13:00 ～ 17:00	千代田区霞が関2-1-1	千代田区霞が関2-2-1	〇〇造園	桜田太郎	03-0000-0000(内線1234)	080-0000-0000	補助者桜田一郎 080-0000-0000		
	麹町	456	作業	車線規制	内堀通り	内回り		2024	11	1	21:00 ～ 1:00	千代田区麹町1-2	千代田区九段南2-2-4	〇〇電機	桜田次郎	03-0000-0000	090-0000-0000	半蔵門交差点から九段坂上交差点まで		
	麹町	456	作業	車線規制	内堀通り	外回り		2024	11	2	1:00 ～ 6:00	千代田区麹町1-2	千代田区九段南2-2-4	〇〇電機	桜田次郎	03-0000-0000	090-0000-0000	九段坂上交差点から半蔵門交差点まで		
	※同じ時間帯に同じ区間を道路規制する場合(中央分離帯作業、通行止めなど)。																			
	麹町	5678	工事	車線規制	新宿通り	上り		2024	11	1	21:00 ～ 6:00	千代田区麹町2-4-1	千代田区麹町3-2-13	〇〇道路	桜田三郎	03-0000-0000	070-0000-0000			
	麹町	5678	工事	車線規制	新宿通り	下り		2024	11	1	21:00 ～ 6:00	千代田区麹町2-4-1	千代田区麹町3-2-13	〇〇道路	桜田三郎	03-0000-0000	070-0000-0000			
	麹町	7	工事	通行止	代官町通り	内回り		2024	11	1	21:00 ～ 6:00	千代田区北の丸公園3	千代田区北の丸公園1-2	〇〇道路	桜田四郎	03-0000-0000	070-0000-0000	竹橋交差点から千鳥ヶ淵交差点まで		
	麹町	7	工事	通行止	代官町通り	外回り		2024	11	1	21:00 ～ 6:00	千代田区北の丸公園3	千代田区北の丸公園1-2	〇〇道路	桜田四郎	03-0000-0000	070-0000-0000	千鳥ヶ淵交差点から竹橋交差点まで		
	※片側交互通行、片側相互通行を行う場合など、特殊な道路規制を行う場合。																			
	麹町	89	工事	片側規制	新宿通り	上り		2024	11	1	21:00 ～ 6:00	千代田区九段北4-1-9	千代田区九段北4-1-3	〇〇JV	桜田五郎	03-0000-0000	070-0000-0000			
	麹町	89	工事	片側相互(対面)通行	新宿通り	下り		2024	11	1	21:00 ～ 6:00	千代田区九段北4-1-9	千代田区九段北4-1-3	〇〇JV	桜田五郎	03-0000-0000	070-0000-0000			
	麹町	7890	工事	片側規制	旧日本テレビ通り	内回り		2024	11	1	21:00 ～ 6:00	千代田区六番町3-11		〇〇設備	桜田六郎	03-0000-0000	090-0000-0000			
	麹町	7890	工事	片側交互通行	旧日本テレビ通り	外回り		2024	11	1	21:00 ～ 6:00	千代田区六番町3-11		〇〇設備	桜田六郎	03-0000-0000	090-0000-0000			

【各記載項目の留意事項】

- ※1 許可番号：「協議、第、号」などの漢字は不要であるため、記載しないこと。
- ※2 内容：内容は下にある【工事及び作業内容の対応表】を見て「工事」又は「作業」のどちらかを選択すること。
- ※3 路線名：可能な限り通称道路名(〇〇通り、〇〇街道など)を記載すること。通称道路名が不明な場合には、国道・都道・区道・市道〇〇号などの路線番号を記載すること。
地図やインターネット等を調査しても通称道路名、路線番号が分からない場合には空欄にすること。その際は、始点・終点住所に面した通りを対象路線として取り扱うので、工事場所を基準として東行き、南東行きなどの道路方角を記載すること。
- ※4 道路方向：道路方向が不明の場合は空欄にし、必ず道路方角を記載すること。
道路方向(上り、下り、内回り、外回り) 道路方角(北行き、北東行き、東行き、南東行き、南行き、南西行き、西行き、北西行き)
- ※5 開始日：夜間工事にて0：00以降に規制方向や規制場所を変更する場合は開始日が変わるため、日付を変更して記載すること。
年月日はリスト選択のほか、半角での直接入力や入力済み箇所からのコピー＆ペーストも可とする。
- ※6 時間：開始、終了の時刻のみを記載すること。また、日付をまたぐ工事を行う際には「翌」などの漢字は不要であるため、記載しないこと。
- ※7 始点・終点住所：始点・終点住所は、〇〇区以下を記載すること(東京都の記載は不要)。道路使用許可書を書き写すのではなく、当日に行う工事場所(区間)を記載すること。
中央分離帯や折り返して道路規制を行う場合など工事区間が同一となる場合に限り、1行目の始点・終点住所を2行目にコピー可とする。工事区間が異なる場合には、始点・終点住所を全て調査し記載すること。
- ※8 会社名：株式会社等の記載は不要であるため、記載しないこと。〇〇共同企業体は、〇〇JVと略称にて記載すること。
- ※9 備考：記載内容が複数ある場合は全角スペースや読点等を用いて区切ること(半角は不可)。100文字まで記載可能であるが、改行はしないこと。

【工事及び作業内容の対応表】

「工事」 に統一	←道路工事、舗装工事
	←電気工事
	←ガス工事
	←水道、下水道工事
	←電話工事、通信工事
	←地下鉄工事
	←橋梁(歩道橋)工事、橋梁塗装工事
	←電線共同溝工事
	←その他の工事

【規制種別の説明】

車線規制：片側2車線以上の道路において、そのうちの1車線又は複数車線の規制を行う。車両が通行可能な車線を1車線は確保する必要がある。
片側規制：車線数に関わらず片側全車線の規制を行う。「片側規制」を選択する際には、反対側の車線において「片側相互通行」又は「片側交互通行」の道路規制が必須となる。
片側相互(対面)通行：片側2車線以上の道路において「片側規制」をした際に、反対側の車線を利用して車両を相互(対面)通行させる。
片側交互通行：片側1車線の道路において「片側規制」をした際に、反対側の車線を利用して車両を交互通行させる。
通行止め：車両を通行させない規制を行う。う回路の設置が必須となる。

「作業」 に統一	←除草作業、樹木の剪定作業
	←道路の溶着(路面標示等)作業
	←点検(設備等)作業
	←敷地内外への搬入搬出(引っ越し、資材、コンクリート)作業
	←その他の作業(工事では無いもの)